






1 関連事業の体系

- ▶ 地域福祉を推進するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、5つの項目を施策の柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っていくこととしていますが、これらのほか、道では、地域福祉の推進に関わりのある事業を複数実施しています。
- ▶ 地域生活課題は様々な分野にわたり、複雑化・複合化していることから、各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野における関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくことが重要です。
- ▶ 地域福祉の推進に関連する道の事業は、5つの柱ごとに分類すると、次のように整理することができます。

1 体制づくり  関連施策	i	市町村の体制整備への支援に関する取組	P 62
	ii	市町村への情報周知や認識共有に関する取組	P 62
2 仕組みづくり  関連施策	i	相談・就労支援、負担軽減等に関する取組	P 62～63
	ii	普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組	P 64
3 人づくり  関連施策	i	福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組	P 64～65
	ii	再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組	P 65
4 基盤づくり  関連施策	i	福祉サービス基盤の整備に関する取組	P 65～66
	ii	地域福祉の担い手の活動強化に関する取組	P 66
5 地域づくり  関連施策	i	福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組	P 67～68
	ii	連携体制やネットワーク構築に関する取組	P 68

2 関連事業の一覧

i 市町村の体制整備への支援に関する取組

施策1：体制づくり 

- 1 ● 市町村計画の策定支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
地域福祉計画策定ガイドラインの活用をはじめ、参考となる事例の紹介や現地支援等を通じ、道内市町村における地域福祉計画の策定を促す。
- 2 ● 北海道社会福祉協議会への支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
本道における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に向け、北海道社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費を補助する。
- 3 ● 市町村が行う地域包括ケアの取組推進…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催する。

ii 市町村への情報周知や認識共有に関する取組

施策1：体制づくり 

- 1 ● 地域福祉に関する市町村への情報提供…………… 保健福祉部 地域福祉課
交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知する。

i 相談・就労支援、負担軽減等に関する取組

施策2：仕組みづくり 

- 1 ● 地域生活定着支援センターの運営支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者について、出所後に必要となる福祉サービスにつなげる地域生活定着支援センターの運営を支援する。
- 2 ● 生活困窮者の自立支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、包括的な支援体制を構築する。
- 3 ● 生活困窮者支援を行う民間団体への支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
新型コロナや物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加した、地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人等の民間団体を支援する。
- 4 ● 生活保護受給者への就労支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。
- 5 ● 特別支援教育の就学支援…………… 教育庁 特別支援教育課
特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者における経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助する。
- 6 ● 地域福祉生活支援センターの運営支援…………… 保健福祉部 地域福祉課
判断能力に不安がある方が自立した生活を送れるよう、金銭管理支援や手続の援助などを行う日常生活自立支援事業への補助を実施する。
- 7 ● 地域づくりに関する広域相談支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課
北海道障がい者条例に基づく支援員として21圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、地域づくりに関する助言・調整等の広域的な支援を実施する。
- 8 ● 成年後見制度の利用支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課
市町村が成年後見制度利用支援事業の活用を促すことにより、当該制度の利用を必要としている障がいのある人の権利擁護を図る。

9	<p>● 成年後見制度の体制整備と機能強化…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>中核機関の整備が十分でない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期的な協議や専門職等による助言等が得られる体制づくりを進める。</p>
10	<p>● 高齢者虐待防止・相談支援センターの運営支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>高齢者とその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村や施設が実施する虐待防止への取組を総合的に支援する。</p>
11	<p>● 障がい者権利擁護センターの運営支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がい者への虐待の防止と養護者に対する支援等を実施するため、虐待防止法に基づく障害者権利擁護センター機能を確保し、障がいのある人の権利擁護を図る。</p>
12	<p>● メンタルヘルスに関する相談支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>道民の精神的健康の保持増進を図るため、心の健康相談に応じ、精神に関わる悩みへの専門相談を実施するとともに、家族等からの相談にも対応する。</p>
13	<p>● 重層的な支援体制の構築支援…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村支援を一体的に実施する。</p>
14	<p>● 重層的な支援体制の構築に向けた後方支援…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>市町村が実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催や市町村間の情報共有の場づくり等を行う。</p>
15	<p>● ケアラー支援に関する相談支援体制の充実強化…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に向けた人材育成や連携強化を図る。</p>
16	<p>● ヤングケアラーの相談の場の確保…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課</p> <p>若年層の需要の高さを踏まえ、SNSにも対応した専門相談を行うほか、気軽に悩みなどを共有できるオンラインサロンを開催するなど、相談の場の確保を図る。</p>
17	<p>● 孤独・孤立対策の推進…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>孤独・孤立対策推進法に基づき、「つながりの再構築」という観点から、理解促進や未然防止・早期発見、適切な支援へのつなぎ等の取組を推進する。</p>
18	<p>● 農福連携の推進…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課、農政部 農業経営課</p> <p>農福連携の取組の普及や定着に向け、農業と福祉関係者双方の理解促進を図るとともに、農福連携に関する専門人材の育成を支援する。</p>
19	<p>● 障がいのある人の就職や継続雇用等に向けた支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業面と日常生活面の一体的な支援を行う。</p>
20	<p>● 特別支援教育の総合的な推進…………… 教育庁 特別支援教育課</p> <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する切れ目のない支援のため、巡回相談や教員研修、推進地域指定など、特別支援教育の体制を整備する。</p>

ii 普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組

施策2：仕組みづくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の権利擁護の推進…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 高齢者等に対する理解の促進を図るため、シンポジウムを開催するなど、道民の理解を促進する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 障がい者の権利を擁護し、差別や虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、北海道障がい者条例に基づく推進体制を整備する。
3	<ul style="list-style-type: none"> ● メンタルヘルスに関する理解促進…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 自殺予防週間や依存症問題啓発週間における啓発事業、リーフレットの活用やセミナー開催等により正しい知識の普及啓発を行い、心の健康の保持・増進を図る。
4	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアラー支援の普及啓発…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課、子ども家庭支援課 ケアラーが自らの悩みを相談できる状況にあることを理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた広報活動を展開する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアラーを支援するための地域づくり…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 地域住民がケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう、交流拠点の整備を促進するなど、安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の住まいへの支援…………… 建設部 建築指導課 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき実施しているサービス付き高齢者向け住宅の登録業務などを行う。
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居確保要配慮者への支援…………… 建設部 建築指導課 住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録業務を行うほか、道民への制度周知を図るため、チラシ配布やイベント開催などのPR活動を展開する。
8	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同募金等の取組の推進…………… 保健福祉部 地域福祉課 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心喚起のため、赤い羽根共同募金活動等の取組を推進する。

i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組

施策3：人づくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリアパス形成への支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉・介護サービスに従事する者のキャリアパス形成を促進する研修等の実施や実務者研修等受講者の代替職員の雇用による職員の資質向上や定着を図る。
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・介護従事者への研修…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉・介護に従事する職員を対象として、職種や業務経験に応じた研修等を実施し、資質向上を図る。
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道福祉人材センターの運営支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉の職場で働きたい人と職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援をはじめ、福祉の職場説明会や講習会等を行う福祉人材センターの運営を支援する。
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護従事者の定着支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 介護職員の定着を図り、離職を防止するため、事業者等の意識と実態を改革していく働きかけなど、魅力ある職場づくりに向けた研修等を実施する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道ボランティアセンターの運営支援…………… 保健福祉部 地域福祉課 全道的なボランティア活動への基盤整備や福祉教育、資質向上研修、広報啓発などのボランティア活動の推進を担うセンターの運営を支援する。

i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組 (続き) 施策3：人づくり 

- 6
● アクティブシニアの活躍支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

アクティブシニア等を対象に地域づくりの意義等を共有するセミナーを開催し、地域で介護サービスや外出支援などの担い手として活躍できる体制づくりを推進する。
- 7
● 地域への支援を担う職員の確保…………… 保健福祉部 地域福祉課

北海道社会福祉協議会が開催するコミュニティソーシャルワーカー実践者養成研修への助成を通じ、地域への支援を担う職種の確保を推進する。

ii 再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組 施策3：人づくり 

- 1
● 潜在的介護職員等の活用推進…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

人材派遣会社が介護分野の潜在的有資格者等を有期雇用し、施設等へ派遣することで、実際の就業を通じた職場を見極め、派遣期間終了後の直接雇用につなげる。
- 2
● 離職した介護福祉士の再就業促進…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

福祉人材センターに届出された離職した介護福祉士等の情報を活用し、復職に必要な情報の提供など、再就業を促す。
- 3
● 介護の仕事に関する普及啓発…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

介護従事者確保に向け、高齢者や主婦層等に対する啓発事業の実施し、直接に介護の理解を深めるようアプローチを行う職場見学会等を実施する。
- 4
● 福祉・介護に関する職場体験…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

福祉人材センターにおいて、福祉・介護に関する職場体験の機会を提供し、新たな人材の参入促進を図る。
- 5
● 次世代の担い手育成…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

小・中学校等にアドバイザーを派遣し、講習会や体験学習等の授業を行うことで、若年層の段階からの福祉・介護に関する理解を深め、将来を担う人材の育成を図る。
- 6
● 介護の仕事のやりがいや魅力の発信…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

高校生等へ福祉・介護分野の仕事に対する正しい認識の普及啓発を行い、こうした仕事の魅力を実感できる就業体験等の機会を提供する事業に対して助成を行う。

i 福祉サービス基盤の整備に関する取組 施策4：基盤づくり 

- 1
● 地域包括支援センター職員向けの研修…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課

地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員を対象とした研修を実施する。
- 2
● 相談支援専門員向けの研修…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への研修により、多様な障がい特性に応じた適切な支援の理解が深まるよう支援する。
- 3
● S S Wの活用による教育相談体制の充実…………… 教育庁 生徒指導・学校安全課

スクールソーシャルワーカー等の配置の拡充や効果的な活用を進め、福祉等関係機関と連携した支援や教育相談体制の充実を図る。
- 4
● S S Wの活用による児童生徒の環境改善…………… 教育庁 生徒指導・学校安全課

社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの支援により、学校と関係機関が連携し、課題を抱える児童生徒の環境改善に向けて働きかける。

i 福祉サービス基盤の整備に関する取組 (続き)

施策4：基盤づくり 

- | | |
|---|---|
| 5 | ● ヤングケアラーコーディネーターの配置 …………… 保健福祉部 子ども家庭支援課
学校や関係機関の方等がヤングケアラーに気づいたとき、市町村等の適切な相談窓口や関係事業所を紹介・調整する役割のコーディネーターを配置する。 |
| 6 | ● 医療的ケア児等コーディネーターの配置 …………… 保健福祉部 子ども家庭支援課
医療的ケア児等コーディネーターが全市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある子ども及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備する。 |
| 7 | ● 民生委員・児童委員の活動支援 …………… 保健福祉部 地域福祉課
民生委員法に基づく民生委員・児童委員の資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。 |

ii 地域福祉の担い手の活動強化に関する取組

施策4：基盤づくり 

- | | |
|---|---|
| 1 | ● 高齢者等の冬の生活支援 …………… 保健福祉部 地域福祉課
低所得の高齢者世帯等を対象に、冬期間に必要な燃料費等への支援を行う市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した助成を実施する。 |
| 2 | ● 障がい児支援の充実 …………… 保健福祉部 子ども家庭支援課
障がいのある子どもとその家族ができるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進する。 |
| 3 | ● 障がい者福祉施設の整備に対する補助 …………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課
住まいの場であるグループホームや日中活動の場である生活介護、就労移行支援など、障がいのある人の支援の充実を図る施設整備への補助を行う。 |
| 4 | ● 介護サービスの提供基盤整備に対する補助 …………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
高齢者等が住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの施設整備や介護施設の開設準備等に必要な経費等への補助を行う。 |
| 5 | ● 安心・安全な個別輸送サービスの普及 …………… 保健福祉部 地域福祉課
道路運送法に基づき、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等が自家用自動車による有償運送の登録を受けて行う福祉有償運送制度の普及を図る。 |
| 6 | ● 社会福祉法人に対する指導監督 …………… 保健福祉部 地域福祉課
社会福祉法人及び社会福祉施設の定期的な指導監査を行い、社会福祉事業の適正化と福祉サービスの質の向上を図る。 |
| 7 | ● 福祉サービスの第三者評価 …………… 保健福祉部 地域福祉課
公正・中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表することで、利用者のサービス選択に資するよう努める。 |
| 8 | ● 福祉サービスの運営適正化 …………… 保健福祉部 地域福祉課
北海道社会福祉協議会に設置する「適正化委員会」において、利用者からの苦情に対する相談等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用を支援する。 |

i 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組

施策5：地域づくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生型地域福祉拠点の整備促進…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>高齢者や障がいのある人、子ども等が地域住民と集う交流の場において、互いに支え合いながら安心して生活できる共生型地域福祉拠点の整備・設置への支援を行う。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生型サービスを提供する体制への支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 <p>同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる共生型サービスの提供体制が整備されるよう、事業所への支援を行う。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての人にやさしいまちづくりの推進…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>高齢者や障がいのある人、妊産婦を含め、すべての人々が、道立施設を円滑に利用できるよう必要な環境整備を図る。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 心のバリアフリーに関する普及啓発…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>心のバリアフリーの活動を道へ報告し、優良事例を自らSNSで発信するなど、普及啓発の担い手として活躍する「福祉のまちづくりサポーター」の取組を促進する。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくりに関する意識の高揚…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>福祉的配慮がなされた公共的施設や障がいのある人等の自立・社会参加を支援する活動等に対する表彰を行い、優れた取組への奨励とする。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある人の住宅改善支援…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう住宅改善支援の取組を進めていくため、市町村において開催される研修会等に講師を派遣する。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉環境アドバイザーの派遣…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>福祉のまちづくりの促進に向け、公共的施設の整備に係る設計や普及啓発、福祉環境等に関するアドバイザーを派遣し、専門的な指導や助言を行う。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくり推進協議会の運営…………… 保健福祉部 地域福祉課 <p>北海道福祉のまちづくり条例に基づく推進協議会を開催し、国・道・市町村及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組む体制を整備する。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルプマークの普及促進…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 <p>道内市町村におけるヘルプマーク（配慮を必要としていることを知らせるピクトグラム）の普及促進の動きを踏まえ、啓発事業を実施し、共生社会の実現を目指す。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して暮らせる道営住宅の整備…………… 建設部 住宅課 <p>北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って道営住宅を整備し、子どもから高齢者まで安心して豊かに暮らせる住まいの実現を図る。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所の機能確保…………… 保健福祉部 総務課 <p>高齢者や障がいのある人、乳幼児など災害時の避難において特に配慮を要する方が滞在するための福祉避難所について、その設備整備等に対する支援を行う。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人介護人材の受入研修…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 <p>外国人介護人材の受入に係る諸制度の仕組みや受入に当たったの留意点などを内容とする研修を実施する。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人留学生への生活支援…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 <p>道内の介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に対し、学費や生活資金等の貸付を行う介護事業所への取組を支援する。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人を対象とした総合相談窓口の設置・運営…………… 総合政策部 国際課 <p>道内に暮らす外国人からの生活や就労等に関する様々な暮らしの相談に多言語で対応する「北海道外国人相談センター」を設置し、きめ細やかな対応を行う。</p>

i 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組 (続き)

施策5：地域づくり 

- 15 ● **日本語学習に係る支援者の養成**…………… 総合政策部 国際課
道内に暮らす外国人に日本語学習の機会を提供するため、「日本語学習支援者養成講座」を開催する。

ii 連携体制やネットワーク構築に関する取組

施策5：地域づくり 

- 1 ● **北海道災害ボランティアセンターの運営支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課
災害発生時のボランティア活動を迅速に行うため、平常時からネットワークづくりや人材育成などに取り組む北海道災害ボランティアセンターの運営を支援する。
- 2 ● **施設等における災害時支援体制の構築**…………… 保健福祉部 地域福祉課
施設等における避難行動要支援者の安全を確保するため、非常災害対策計画を推進するとともに、定期的な避難等訓練等を実施する。
- 3 ● **災害時におけるコミュニケーション支援**…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を推進することにより、災害時における要配慮者への支援体制を確保する。
- 4 ● **社会的孤立を防ぐための見守り支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課
福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することのないよう、行政をはじめ、関係機関・団体、民間事業者などが連携した見守りの体制づくりを進める。